
*
*
* 超 高 速 船 運 航 基 準 *
*
* (博多・壱岐・対馬航路) *
*

九州郵船株式会社

実施	平成	3年	4月	14日
改正	平成	3年	12月	20日
	平成	4年	9月	1日
	平成	5年	3月	20日
	平成	6年	11月	1日
	平成	9年	4月	1日
	平成	10年	10月	1日
	平成	12年	4月	1日
	平成	13年	11月	1日
	平成	18年	12月	1日
	平成	19年	3月	1日
	平成	19年	5月	3日
	平成	26年	9月	1日
	令和	6年	2月	15日

目次

第1章 目的

第1条	目的	1
第2条	安全航法	1

第2章 運航の可否判断

第3条	発航の可否判断	1
第4条	基準航行の可否判断等	2
第5条	入港の可否判断	3
第5条の2	運航の可否判断等の記録	3

第3章 船舶の航行

第6条	航海当直配置等	4
第6条の2	夜間航行一般措置	4
第7条	運航基準図等	4
第8条	基準経路	5
第9条	速力基準等	6
第9条の2	特定航法	7
第10条	船舶の安全対策	7
第10条の2	旅客等の安全対策	7
第11条	通常連絡等	8
第12条	連絡方法	8
第13条	避泊地の選定等	9
第14条	入港連絡等	9
第15条	機器点検	9
第16条	記録	9

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、博多・壱岐・対馬航路の超高速船の運航に関する安全管理規程運用上の諸基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

(安全航法)

第2条 常に早期避航船の立場をとり、海上衝突予防法に定める航法規定の適用時機以前に次のような措置をとり、安全航法に徹しなければならない。

- (1) 視野内にある船舶に対しては、十分な余裕（時間的、位置的余裕）をもって超高速船が一般動力船を避航する。
- (2) 避航する場合の変針、速力の変更は大幅に行ない、避航動作を相手船に認識させる。
- (3) 加速・減速が容易で、しかも緊急停止能力が一般船に比較し格段に優れている特性を最大限に活用する。

2 船長は、海岸局・船舶局のVHFや電話等の通信手段を活用し、他船の動静及び気象・海象等航行に必要な情報を収集するとともに、必要に応じて本船の動静他必要な情報を連絡するものとする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第3条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地域内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

通 常 便			
気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
博 多 港	18 % 以上	1.0m 以上	1,000m 以下
郷 ノ 浦 港			
芦 辺 港			800m 以下
厳 原 港			
比 田 勝 港			

夜 間 便			
気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
郷 ノ 浦 港	15 % 以上	1.0m 以上	800m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速		波 高	
通 常 便	夜 間 便	通 常 便	夜 間 便
18 % 以上	15 % 以上	2.5m 以上	2.0m 以上

- 3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	発航地に近接した海域	視程
博多港		博多港から玄界島に至る海域	1,000m 以下
郷ノ浦港		郷ノ浦港から海豚鼻に至る海域 郷ノ浦港から大島に至る海域 郷ノ浦港から平島に至る海域	800m 以下
芦辺港		芦辺港から左京鼻に至る海域 芦辺港から魚釣埼に至る海域	

- 4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船・保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第4条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となる又は転倒等の事故が発生するおそれがあるときには、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態の発生するおそれがある海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速		波高	
通常便	夜間便	通常便	夜間便
18 ㊦以上	15 ㊦以上	2.5m 以上	2.0m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速		波高	
通常便	夜間便	通常便	夜間便
18 ㊦以上	15 ㊦以上	2.5m 以上	2.0m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにそのときの状況に適した安全な速力とし、状況に応じて機関の停止、航路外避泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	4,500m 以下

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外避泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合はこの限りではない。

海 域	視 程
博多・壱岐・対馬の航路海域	800m 以下

6 船長は、航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、翼走を中止しなければならない。

視 程	1,000m 以下

(入港の可否判断)

第5条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

通 常 便			
気象・海象	風 速	波 高	視 程
博 多 港	18 m/s 以上	1.0m 以上	1,000m 以下
郷ノ浦港			800m 以下
芦辺港			
巖原港			
比田勝港			

夜 間 便			
気象・海象	風 速	波 高	視 程
郷ノ浦港	15 m/s 以上	1.0m 以上	800m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第5条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決め、オペレーターマニュアルに規定しておくものとする。

- (1) 航行中の人員配置
- (2) 離着岸時の人員配置

(夜間航行一般措置)

第6条の2 乗組員は、夜間航行中、次の事項を遵守すること。

- (1) 操船者、レーダー監視員、暗視装置監視員による当該装置の監視は、原則として連続して行なうものとする。ただし港域内は、操船者の判断によりレーダーを連続して監視する必要はない。
- (2) 夜間翼走航行中、次の事項が生じた場合は、着水し艇走すること。
 - ① 操船者、機関監視員、レーダー監視員、暗視装置監視員のいずれか一人でも体調が悪くなったり、または監視を離れる必要が生じたとき。
 - ② 夜間航行支援装置及び設備（レーダー、暗視装置、サーチライト、識別灯、操縦室音声収録装置、客室遮光カーテン、通信装置）のいずれか一つでも故障、または不具合が生じ正常に作動しなくなった場合。
- (3) 船長は、夜間航行中許可した以外の者を操縦室に立ち入らせてはならない。
- (4) 船内の灯火が船外へ漏出して操船に支障をきたさないよう、常時注意すること。

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 夜間翼走航行区間
 - (4) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
 - (6) 船長が(副)運航管理者に定時連絡すべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) 鯨類が頻繁に出没する(目撃される)ため、減速、回避すべき海域
 - (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第3条第3項の近接海域、第4条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり博多・壱岐間、博多・郷ノ浦間においては常用(第一)基準経路の1経路、博多・芦辺間においては常用(第一)基準経路及び第二基準経路の2経路、博多・対馬間においては常用(第一)基準経路及び第二基準経路の2経路、壱岐・対馬間、芦辺・厳原間、郷ノ浦・厳原間においては常用(第一)基準経路及び第二基準経路の2経路、対馬、厳原・比田勝間においては常用(第一)基準経路、第二基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

<博多・壱岐間>博多・郷ノ浦間

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
夜間便基準経路	夜間翼走航行する区域が生じる場合

<博多・壱岐間>博多・芦辺間

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
第二基準経路	壱岐島東方海域の風向が北～北東、又は西～西北西で、風速が15%、波向が2mを超えるとき

<博多・対馬間>

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
第二基準経路	壱岐島東方海域の風向が北～東で、風速が15%を超えるとき

<壱岐・対馬間>芦辺・厳原間

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
第二基準経路	壱岐島東方海域の風向が北～北東で、風速が15%を超えるとき

<壱岐・対馬間>郷ノ浦・厳原間

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
第二基準経路	嵯峨ノ瀬戸の視程が800m以下のとき

<対馬>厳原・比田勝間

名 称	使 用 基 準
常用(第一)基準経路	周年
第二基準経路	厳原港沖合海域が、風向北～北東で、風速15%を超え、波高が2mを超え、波長が30m以上のとき

3 船長は、第二基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 船長は、気象・海象等の状況により、(やむを得ず)基準経路以外の経路を使用するときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言または援助を与えるものとする。

6 船長は、海難を避ける場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、基準経路を航行すること。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、次表のとおりとする。

<ヴィーナス>

速 力		艇 走			
		通 常 航 行		片 舷 航 行	
		翼 装 備	翼 格 納	翼 装 備	翼 格 納
前 進	4ノット	1,050 rpm	1,050 rpm	1,050 rpm	1,050 rpm
	8ノット	1,130 rpm	1,320 rpm	1,520 rpm	—
	10ノット	1,400 rpm	—	1,950 rpm	—
	14ノット	1,850 rpm	—	—	—
	16ノット	2,060 rpm	—	—	—

後 進	4ノット	1,050 rpm	—	—	1,300 rpm
--------	------	-----------	---	---	-----------

速 力		翼 走			
		通 常 航 行		片 舷 航 行	
		翼 装 備	翼 格 納	翼 装 備	翼 格 納
前 進	40ノット	1,905 rpm	—	1,905 rpm	—
	43ノット	1,995 rpm	—	—	—

<ヴィーナス2>

速 力		艇 走			
		通 常 航 行		片 舷 航 行	
		翼 装 備	翼 格 納	翼 装 備	翼 格 納
前 進	4ノット	1,050 rpm	1,050 rpm	1,050 rpm	1,050 rpm
	8ノット	1,130 rpm	1,320 rpm	1,520 rpm	—
	10ノット	1,400 rpm	—	1,950 rpm	—
	14ノット	1,850 rpm	—	—	—
	16ノット	2,060 rpm	—	—	—

後 進	4ノット	1,050 rpm	—	—	1,300 rpm
--------	------	-----------	---	---	-----------

速 力		翼 走			
		通 常 航 行		片 舷 航 行	
		翼 装 備	翼 格 納	翼 装 備	翼 格 納
前 進	40ノット	1,905 rpm	—	1,905 rpm	—
	43ノット	1,995 rpm	—	—	—

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条の2 蟬蛾ノ瀬戸水路の航法

1. 烏帽子埼～大瀬間においては運航基準図に示すとおり、船首目標及び正横通過距離を十分把握し針路線より左右の偏位は0.03マイル(約55m)以内とするように航行すること。
2. 予期しない潮流により偏位させられることがあるので、十分なレーダー監視を実施すること。
3. 蟬蛾島南西方及び北北西方においてはほぼ直角変針となるので、水路の前方が視認できるまで十分速力を落とすこと。
4. 自船の速力に応じた旋回性能を考慮し、各変針点の変針角度に応じた舵角発動地点及び所要舵角を十分把握すること。
5. 蟬蛾島～瀬戸中央の岩(A)の瀬戸最狭部において他船と出会うおそれがある場合は、当該水域の外側にて停留する等の措置を取ること。
6. 気象・海象等の影響を受ける場合等周囲の状況より判断して安全上翼走とした方がよいと判断した場合は、瀬戸中央の岩(A)通過後翼走に移る(巖原～郷ノ浦間においては瀬戸中央(A)の岩直前まで翼走する)ことも考慮すること。
7. 前項のような状況が生じることが予想される場合は、できるだけ第二基準経路を航行すること。

(船舶の安全対策)

- 第10条 夜間翼走航行中、船長が高速で航行することに不安を感じた場合、又は避航動作を取るべきか否かの判断を迷った場合は、直ちに減速すること。
- 2 夜間翼走航行中、他の船舶との行会いが生じる場合、原則として0.8マイル以上の離隔距離を保つこと。

(旅客等の安全対策)

第10条の2 旅客及び売店員(旅客係兼務)の安全対策は、次のとおりとする。

- (1) 航行中、旅客の暴露部への外出は禁止する。
- (2) 荒天時において、1階2階の客室階段の昇降口に「昇降禁止」表示付きのロープを取り付け、旅客の階段昇降を禁止するものとする。
- (3) 航行中、シートベルト着用標示灯は点灯するものとする。
- (4) 業務上、シートベルトの常時着用が困難な売店員(旅客係兼務)にあつては、極力着用を努めるものとする。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準航路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 通過地点

通 常 便		
航 路	経 路	地 点
博多港～郷ノ浦港	常用(第一)基準経路	烏帽子島
博多港～芦辺港	常用(第一)基準経路	烏帽子島
	第二基準経路	烏帽子島
博多港～厳原港	常用(第一)基準経路	魚釣埼
	第二基準経路	平島
芦辺港～厳原港	常用(第一)基準経路	若宮灯台
	第二基準経路	若宮灯台
郷ノ浦港～厳原港	常用(第一)基準経路	若宮灯台
	第二基準経路	若宮灯台
厳原港～比田勝港	常用(第一)基準経路	長崎鼻
	第二基準経路	長崎鼻

夜 間 便		
航 路	経 路	地 点
郷ノ浦港→博多港	夜間基準経路	烏帽子島
		玄界島

(2) 連絡事項。

- ①通過地点名
- ②通過時刻
- ③天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と(副)運航管理者との連絡は、次の方法によるものとする。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社、当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する支店、出張所又は代理店、箱崎船舶整備場又は厳原船舶整備場	船舶電話 ファクシミリ
(2)	緊急の場合	本社、当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する支店、出張所又は代理店、箱崎船舶整備場又は厳原船舶整備場	船舶電話 ファクシミリ

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

- (1) 博多港箱崎ふ頭又は博多ふ頭
- (2) (株)名村造船所伊万里工場岸壁
- (3) 郷ノ浦港新元居漁港

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行なうものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後適宜付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡しなければならない。

5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、(副)運航管理者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 航行中、入港予定時刻が10分以上遅延すると予想される時
- (3) その他(副)運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の必要と認める事項について連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (3) 着岸付近の風向、風速、視程及び波浪(風浪、うねりの方向、波高)
- (4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第15条 船長は、入港着岸(棧)前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機器の後進舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第16条 船長及び運航管理者は、基準経路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌及び運航管理日誌に記録するものとする。